

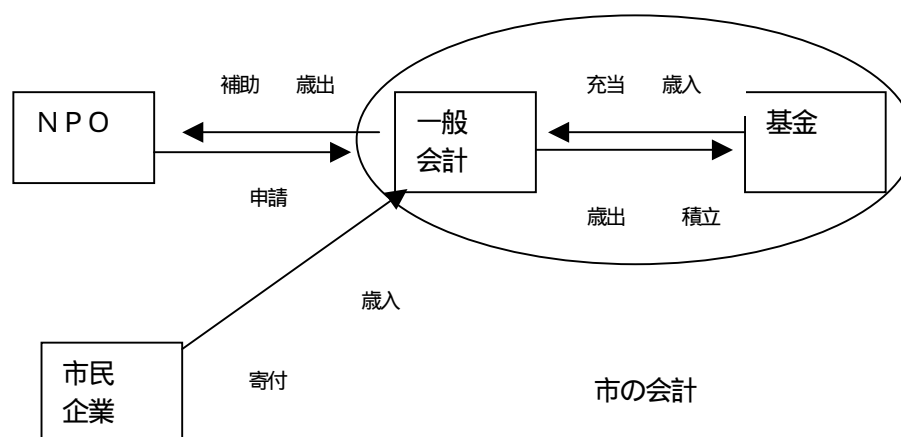
資料編

市民活動団体に対する財政支援の手法

1 基金による市民活動団体への補助金

概要 ・市の会計の中に基金を創設し、その基金から補助金を支出する。

仕組み



メリット ・基金に市民や企業等から寄付を受けることができる。
・認定NPO法人以外のNPO法人や市民活動団体に寄付する場合は寄付金控除が受けられないが、市が設置する基金に寄付をする場合は控除が受けられる。

デメリット ・市の会計の中に基金を設置するため、会計年度を越えて支出することができない。

市の予算積立方法としてマッチングギフト制度を導入している基金がある。寄付を受けた同額(ただし予算の範囲内)を市が積立金として支出する。寄付が少なかった場合も市は最低支出金を確保する。

例：茅ヶ崎市（市民活動推進基金 発足時に原資として市が1,500万円を支出し、毎年300万円を補助金として支出）

基金による助成制度の中には、寄付者の意向を尊重するため、あらかじめNPO法人を登録し、寄付の際に寄付者が助成したいNPO法人や活動分野を希望できるような仕組みと

なっているものもある。

(助成先の決定は審査委員会が行うため、希望は尊重するが、必ずしも希望どおりとなるわけではない。)

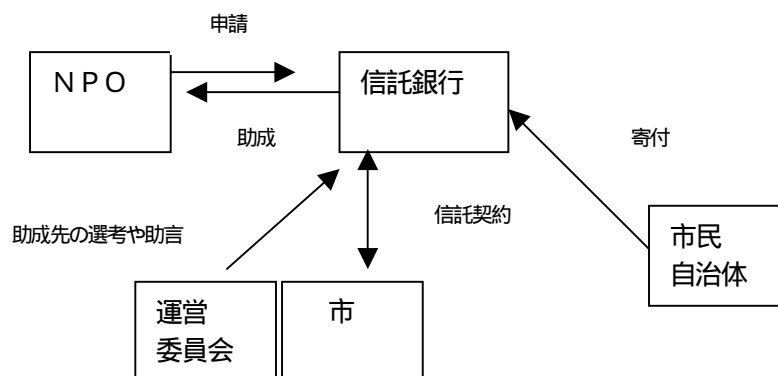
例：横浜市(市民活動推進ファンド 平成17年度スタート)

福岡市(NPO活動支援基金 発足時に市が1,000万円を支出)

2 公益信託制度による市民活動団体への補助金

- 概要**
- ・公益信託制度とは、市民や自治体(委託者)が、財産を一定の公益目的のために信託し、受託者(信託銀行等)が定められた公益目的に従い、その財産を管理・運用し、公益目的を実現する制度である。
 - ・信託金の中から運営委員会経費や運用手数料が支払われる。

仕組み



メリット ・市の予算年度に関係なく募集や交付が可能である。

デメリット ・市民や企業等から寄付を受けることができるが、寄付者に対する税制優遇措置は講じられない。

・信託銀行に対し、管理手数料を支払わなければならない。

例：平塚市(三井中央信託銀行に3000万円を信託し、年間250万円の補助金額を確保している。)

3 個人市民税の1%相当額を市民活動団体への補助金として支出

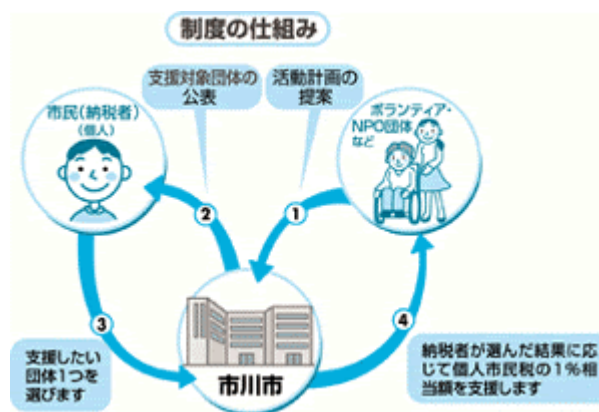
概要 ・各自が納めた個人市民税の1%相当額を、自分が選んだ市民活動団体の支援に分配する。

仕組み ・市内に活動拠点を持つNPO法人や市民活動団体から活動計画を募り、支援にふさわしい団体を審査し公表する。
・この制度の適用を希望する市民は、団体を選択する。
・市民の申告に基づき、各自が納めた市民税の1%相当額を納税者自身が選んだNPOの活動への補助金として配分する。

メリット ・市民活動への思いや活動内容を、広く一般の市民に訴え、紹介する機会となり、市民活動への関心を喚起するとともに、関係者が自らの市民活動を見直す契機ともなる。

デメリット ・投票が納税者に限られることから、納税者ではない多くの人々（専業主婦や高齢者など）の意思を反映することができない。

例：市川市の「市民活動団体支援制度」(平成17年度スタート)



4 NPO法人に対する税制優遇措置

概要 ・NPO法人に対して、軽自動車税や固定資産税の減免措置をしている。

例：鎌倉市

5 NPO法人への資金融資

概要 ・市内に事務所を有するNPO法人に、定款に定める特定非営利活動に係る事業で、市内において実施する事業に必要な運転資金及び設備資金を低利で融資する。

・融資申込みの受付・審査は労働金庫等の金融機関が行っている。

例：広島市（広島市NPO活動支援融資 融資額は1法人500万円以内、制度全体の融資限度は5000万円となっている（市の預託金2500万円）。平成16年度にスタートしたが実績はなし）

用語説明

* 1 市民金融機関

市民の手により設立された金融機関で、市民(組合員)から出資を募り、ノンバンク(預金業務や為替業務を行わず、融資業務のみを行う金融機関)として、企業やNPO法人などに融資を行う。NPOバンク、金融NPOなど呼び方はさまざまである。融資対象を出資者(組合員)に限定しているものも多い。また融資だけでなく、人材の紹介、物資の提供、事業のサポートなどを併せて行っているところもある。市民金融機関はまだ少数ではあるが、単に既存の金融機関が融資しない事業者にお金を貸すということだけでなく、市民が自分たちの生活する環境や社会のデザインに参加するための新しい仕組みともいえることから、今後の展開が注目されている。

* 2 マッチングギフト制度

企業が社会貢献をするための一つの手法としてアメリカで広く普及している仕組みで、社員がある団体に寄付をしたときに、企業がその寄付金に上乘せして寄付金を拠出するというものである。社員にとっては、自分が貢献したいと考える団体に対して、個人の寄付以上の金銭的貢献ができ、企業は社員の意向を尊重して社会に貢献できるというメリットがある。

答申では、「社員」を市民や企業、「企業」の役割を市が担うという自治体版マッチングギフト制度を提案している。市民や企業からの寄付があった場合、寄付金と同額を市が基金に拠出するという仕組みで、市民や企業にとって、自らの寄付金以上の金銭的貢献ができることになり、寄付のインセンティブを高めることができるという点で期待されている。

* 3 認定NPO法人

NPO法人のうち、その運営組織及び事業活動が適性であること並びに公益の増進に資することにつき一定の要件を満たすものとして、国税庁長官の認定を受けたもの(その認定の有効期間が終了したものを除く)。認定NPO法人は、その団体に対する寄付者ととともに税制上の

優遇措置が受けられる。具体的には、個人が認定NPO法人に寄付した場合、所得税の算定において認定NPO法人への寄附金額から1万円を差し引いた額が所得金額から控除される。法人が寄付した場合も一定範囲内での損金算入が認められている。また、相続税の算定においては、認定NPO法人に対し寄付した相続財産は相続税の課税対象から除かれる。さらに認定NPO法人に対しては、収益事業から得た利益を非収益事業に使用した場合、この分を寄附金とみなし、一定の範囲で損金算入できる「みなし寄附金制度」が導入されている。

審議の経過

回数	開催年月日	検討内容
第1回	平成15年8月27日	市長から諮問を受ける。 諮問事項 1 市民活動に対する新たな財政的支援のあり方について 2 市民活動に対する市民の意識の高揚を図るための新たな表彰制度のあり方について
第2回	平成15年9月30日	新たな補助金制度について審議
第3回	平成15年10月22日	第1次答申について審議
	平成15年12月18日	第1次答申書提出
第4回	平成16年3月11日	市民活動応援補助金について審議
第5回	平成16年4月15日	市民活動応援補助金について審議
第6回	平成16年11月9日	財政的支援及び新たな表彰制度について審議
第7回	平成17年1月25日	答申の骨子について審議
第8回	平成17年3月22日	答申案について審議
第9回	平成17年6月1日	答申案について審議
	平成17年6月30日	市長に答申を提出

— 小田原市市民活動推進委員会 —

(平成 17 年 6 月 30 日現在)

- 委員長 松岡 紀雄 (神奈川県大学教授)
- 副委員長 星野 時男 (小田原市ボランティア連絡協議会)
- 委員 植田 理都子 (小田原市市民部長)
- 遠藤 豊子 (公募市民)
- 北川 幸生 (富士写真フィルム株式会社小田原工場)
- 小早川 のぞみ (公募市民)
- 椎野 修平 (かながわ県民活動サポートセンター)
- 高田 徹 (さがみ信用金庫)
- 富川 正秀 (小田原自治会総連合)
- 深野 ゆかり (NPO 法人子どもと生活文化協会)
- 堀内 克代 (ガールスカウト神奈川第 13 団)
- 四方田 清 (公募市民)

(役職別五十音順)